

第23節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、原則として同一の原因による災害で、市町村又は都道府県の被害が一定の基準に達した場合に適用となる。千歳市における適用基準は、次のいずれか一つに該当する場合である。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
1 市内の住家が滅失した世帯の数	市 100世帯以上	第1項の1
2 道内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	道 2,500世帯以上 かつ市 50世帯以上	第1項の2
3 道内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	道 12,000世帯以上 かつ市多数	第1項の3
4 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項の3
5 多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合	※	第1項の4

(注) ※印の場合は、道知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

第2 滅失世帯の算定基準

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流出）」した世帯を基準とする。半壊等については、みなし換算を行う。

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家1世帯	全壊（全焼・流出）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水	3世帯

2 住家被害程度の認定

住家被害程度の認定における、おおよその基準は、次のとおりとする。

被害の区分	認定基準
住家の滅失	住家の損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもの
住家の半壊・半焼等	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

住家の床上浸水・土砂の堆積等	上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの
----------------	--

3 災害救助法の適用手続き

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を石狩支庁を経由して北海道知事に報告する。その場合、次に掲げる事項を口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

明 示 事 項

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を申請する理由
- ④ 適用を必要とする機関
- ⑤ すでに採った救助措置及び採ろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

4 救助事業の実施者

災害救助法の適用後の救助事業は、北海道知事が実施者となり、市長は北海道知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

北海道知事により市長に事前委任されている救助の種類は、次のとおりである。

事前委任されている救助の種類

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 収容避難所の設置及び収容 ② 炊き出し、その他による食品の給与 ③ 飲料水の給与 ④ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ⑤ 医療及び助産 ⑥ 被災者の救出 | <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 学用品の供与 ⑧ 住宅の応急修理 ⑨ 遺体の捜索、埋葬、処理 ⑩ 障害物の除去 ⑪ 応急仮設住宅の設置 |
|---|---|